第十三号様式中「又は高圧容器」を「、高圧容器又はフレキシブルバルクコンテナ」に改め、備考1中⑷を⑸とし、⑶を⑷とし、⑵を⑶とし、⑴の次に次のように加える。

⑵　大型容器　12ミリメートル以上

第十三号様式備考1に次のように加える。

⑹　フレキシブルバルクコンテナ　24ミリメートル以上

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶により貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでの間、この省令による改正後の危険物船舶運送及び貯蔵規則（以下「新危規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　平成二十五年十二月三十一日前に製造された大型容器の表示については、新規則第十三号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。